

令和 6 年 流 山 市 議 会 第 1 回 定 例 会 議 案

2 月 1 5 日 招 集  
流 山 市

## 目 次

- 1 令和6年度流山市一般会計予算
- 2 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度流山市一般会計補正予算（第7号））
- 3 令和5年度流山市一般会計補正予算（第8号）
- 4 流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 8 流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 財産の取得について（市野谷小学校用地）
- 10 令和6年度流山市介護保険特別会計予算
- 11 流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 12 流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 13 流山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 令和6年度流山市国民健康保険特別会計予算
- 16 令和5年度流山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 17 令和6年度流山市後期高齢者医療特別会計予算
- 18 令和5年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 19 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 20 柏市と流山市との間の証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について

- 2 1 流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について
  - 2 2 和解について
  - 2 3 令和6年度流山市土地区画整理事業特別会計予算
  - 2 4 令和5年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
  - 2 5 令和6年度流山市水道事業会計予算
  - 2 6 令和6年度流山市下水道事業会計予算
  - 2 7 令和5年度流山市下水道事業会計補正予算（第3号）
  - 2 8 流山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
  - 2 9 流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
  - 3 0 権利の放棄について
- 
- 1 専決処分の報告について

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年2月15日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 国の交付金を活用した低所得者支援及び物価高騰の影響を受けた生活者や事業者支援に係る費用、本市が代理で受け入れた能登半島地震により甚大な被害を受けた能登町へのふるさと納税による寄附に係る費用並びに南流山中学校の移転に伴う通学路の安全対策に係る費用について、特に緊急を要したため、令和6年1月26日付けで令和5年度流山市一般会計補正予算（第7号）について専決処分したので、その承認を求めるためである。

## 専 決 処 分 書

令和 5 年度流山市一般会計補正予算（第 7 号）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和 6 年 1 月 2 6 日

流山市長 井 崎 義 治

議案第 4 号

流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

流山市長 井崎義治

提案理由 流山市予防接種健康被害調査委員会を構成する委員のうち、関係行政機関の職員の定数を改めるためである。

流山市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

流山市附属機関に関する条例（昭和46年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表流山市予防接種健康被害調査委員会の項定数の欄中「2人」を「1人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年12月1日から施行する。

議案第 5 号

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正により、同法別表第2が廃止されることに伴い、同表を引用している条文を改め、及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）等の一部改正により、健康保険証が廃止されることに伴い、健康保険証の記載情報の確認を行っている事務について、当該情報を庁内連携において利用する特定個人情報として追加するためである。

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年流山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

（6）特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（7）利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第2の2の項特定個人情報の欄中「徴収に関する情報」の次に「（以下「介護保険給付等関係情報」という。）」を加え、同表の8の項特定個人情報の欄中「及び地方税関係情報」を「、地方税関係情報及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）」に改め、同表の11の項特定個人情報の欄中「及び地方税関係情報」を「、地方税関係情報及び医療保険給付関係情報」に改め、同表の19の項特定個人情報の欄及び20の項特定個人情報の欄中「及び生活保護関係情報」を「、生活保護関係情報及び医療保険給付関係情報」に改め、同表の23の項特定個人情報の欄中「法別表第2の26の項の第4欄に掲げる特定個人情報」を「医療保険給付関係情報、雇用保険法（昭和49年法律第116号）による給付の支給に関する情報、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付又は障害児入所給付費の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法

律第129号)による資金の貸付けに関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報、生活保護関係情報、生活保護法による就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する情報、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当、特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報、介護保険給付等関係情報、国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)による特別障害給付金の支給に関する情報、年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)による年金生活者支援給付金の支給に関する情報、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による永住帰国費、自立支度金、一時金又は一時帰国旅費の支給に関する情報、同法による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項」に改める。

## 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第 6 号

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市いじめ対策調査会委員及び流山市学校事故調査委員会  
委員の報酬について、活動の実態に則した報酬体系に整備する  
ためである。

流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例

流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例  
(平成14年流山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

いじめ対策調査会委員	日額 24,800円
学校事故調査委員会委員	日額 24,800円

を

」

「

いじめ対策調査会委員	日額 24,800円(委員が会議に出席する場合) 30分当たり 5,000円 (委員が調査、収集した情報の整理・検証、報告書等の文書作成、打合せ等の業務を実施する場合)
学校事故調査委員会委員	日額 24,800円(委員が会議に出席する場合) 30分当たり 5,000円 (委員が調査、収集した情報の整理・検証、報告書等の文書作成、打合せ等の業務を実施する場合)

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の勤務について適用し、同日前の勤務については、なお従前の例による。

議案第 7 号

流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）による地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当の支給を開始するとともに、会計年度任用職員の期末手当の支給月数の改定を行うほか、所要の改正を行うためである。

流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 流山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年流山市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第3条中「月額292,100円」を「流山市職員の給与に関する条例(昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。)別表第1の行政職給料表に規定する2級93号給の給料月額」に改める。

第4条中「流山市職員の給与に関する条例(昭和26年流山市条例第5号。以下「給与条例」という。)」を「給与条例」に改める。

第11条第1項後段を削り、同条第2項中「(任命権者(法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。))を同じくするものに限る。次項及び第21条において同じ。)」を削る。

第11条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第11条の2 給与条例第20条の規定は、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、前条第3項中「期末手当」とあるのは、「勤勉手当」と読み替えるものとする。

第21条第1項中「この条」を「この条及び次条」に、「第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の135」と、同条第4項」を「第19条第4項」に改める。

第21条の次に次の1条を加える。

(パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当)

第21条の2 給与条例第20条の規定は、任期の定めが6か月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項第1号中「勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第5項第4号において同じ。))

において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」とあるのは、「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。）の1か月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による勤務手当の支給について準用する。この場合において、前条第3項中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と読み替えるものとする。

第24条中「任命権者」の次に「（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）」を加える。

（流山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 流山市職員の育児休業等に関する条例（平成4年流山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第8条中「職員（」の次に「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する」を加える。

（流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 流山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年流山市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

附則第1項中「、第4条及び第6条」を「及び第4条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 8 号

流山市手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
流山市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。  
令和6年2月15日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正に伴い、新たな特例許認可制度が創設されることから当該制度に係る事務の手数料を追加するとともに、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に伴い、危険物の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置許可の審査に係る手数料の額を改定するほか、所要の改正を行うためである。

流山市手数料条例の一部を改正する条例

流山市手数料条例（平成12年流山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第9中

「

34 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定による認定の申請に対する審査	1件につき32,000円
---	--------------

」

を

「

34 建築基準法施行令第137条の12第6項又は第7項の規定による認定の申請に対する審査	1件につき28,000円
35 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定による認定の申請に対する審査	1件につき32,000円

」

に改める。

別表第11中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第13中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係」に改め、同表の1の項から5の項まで中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の6の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表摘要2、摘要3、摘要9及び摘要10中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネ

ルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第15中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、  
「

危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき1,410,000円
---	-----------------

」

を  
「

危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1件につき1,720,000円
---	-----------------

」

に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、  
「1,950,000円」を「2,360,000円」に、  
「2,270,000円」を「2,740,000円」に、  
「4,550,000円」を「5,640,000円」に、  
「5,820,000円」を「7,240,000円」に、  
「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

#### 附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例による改正後の別表第15の規定は、この条例の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

議案第 9 号

財産の取得について  
市は、次の財産を取得する。  
令和6年2月15日提出

流山市長 井崎 義治

1 財産の表示

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| (1) 種 | 目      | 土地   |
| (2) 所 | 在      | 流山都市計画事業運動公園周辺地区一体型特定土地<br>地区画整理事業46街区1画地の一部                     |
| (3) 面 | 積      | 8,000.00平方メートル   |
| 2     | 取得の目的  | 市野谷小学校用地の取得  |
| 3     | 取得金額   | 1,200,000,000円   |
| 4     | 取得の相手方 | 流山都市計画事業運動公園周辺地区<br>一体型特定土地地区画整理事業<br>施行者 千葉県<br>代表者 千葉県知事 熊谷 俊人 |

参考資料

## 土地目録

所在	地目	地積 m <sup>2</sup>
流山都市計画事業運動公園周辺地区 一体型特定土地区画整理事業46街区1画地の一部	宅地	8,000.00
	合計	8,000.00

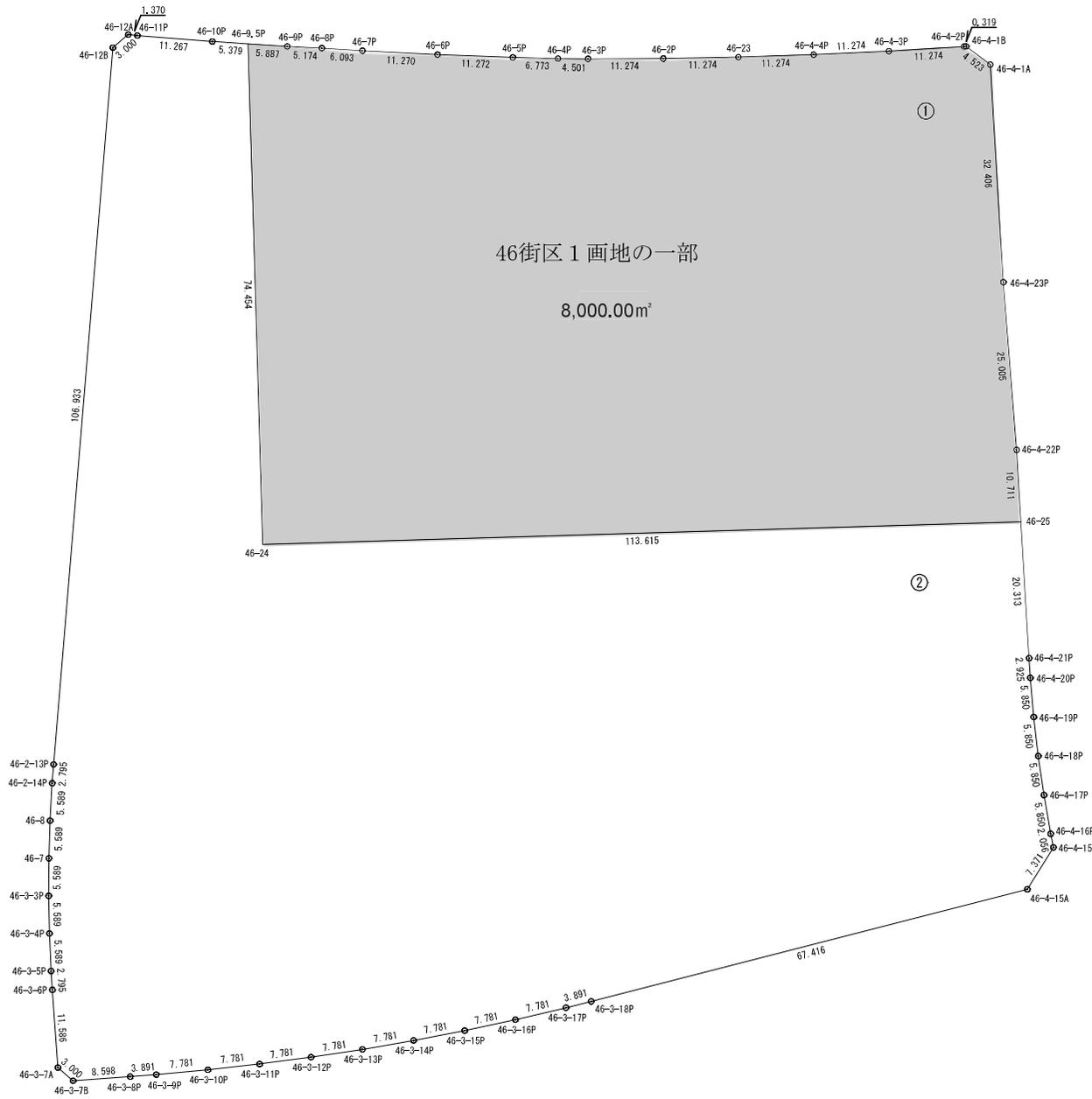
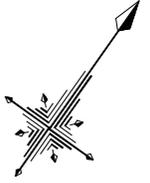
# 位置図



対象地



# 画地確定測量図



地番 No : 46BL1

点名	Xn	Yn	距離	方向角	Yn+1 - Yn-1	Xn × (Yn+1 - Yn-1)
46-4-1B	-15403.303	7702.038	0.319	230-23-58	-4.767	73431.688341
46-4-2P	-15403.506	7701.793	11.274	231-11-50	-9.031	139109.385590
46-4-3P	-15410.570	7693.007	11.274	231-59-43	-17.669	272284.529902
46-4-4P	-15417.512	7684.124	11.274	232-47-35	-17.862	275387.890115
46-23	-15424.329	7675.145	11.274	233-35-28	-18.052	278438.243364
46-2P	-15431.020	7666.072	11.274	234-23-20	-18.238	281434.868312
46-3P	-15437.585	7656.907	4.501	235-11-49	-12.861	198539.643125
46-4P	-15440.153	7653.211	6.773	236-09-17	-9.321	143916.543176
46-5P	-15443.926	7647.586	11.272	236-47-38	-15.057	232535.375503
46-6P	-15450.099	7638.155	11.270	237-35-30	-18.946	292714.931280
46-7P	-15456.139	7628.640	6.093	238-12-25	-14.693	227102.721495
46-8P	-15459.349	7623.461	5.174	237-34-45	-9.547	147585.783321
46-9P	-15462.123	7619.094	5.887	238-22-43	-9.381	145049.417065
46-9.5P	-15465.210	7614.080	74.454	142-57-27	39.838	-616110.752077
46-24	-15524.638	7658.932	113.615	52-57-26	135.537	-2104169.698080
46-25	-15456.195	7749.618	10.711	321-12-57	83.976	-1297956.480339
46-4-22P	-15447.845	7742.909	25.005	320-04-12	-22.759	351575.257641
46-4-23P	-15428.671	7726.859	32.406	321-12-57	-36.348	560807.160602
46-4-1A	-15403.410	7706.560	4.523	271-21-23	-24.821	382323.479158

倍面積合計	-16000.012506
1/2	8000.0062530
合計面積	8000.0062530

議案第 11 号

流山市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
流山市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 第1号被保険者に係る令和6年度から令和8年度までの介護  
保険料の額を定めるためである。

## 流山市介護保険条例の一部を改正する条例

流山市介護保険条例（平成12年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「28,600円」を「28,000円」に改め、同項第2号中「37,500円」を「35,900円」に改め、同項第3号中「47,700円」を「47,100円」に改め、同項第4号中「57,900円」を「61,000円」に改め、同項第5号中「68,200円」を「71,800円」に改め、同項第6号中「78,400円」を「82,600円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ又は第18号イ」に改め、同項第7号中「85,200円」を「89,700円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ又は第18号イ」に改め、同項第8号中「88,600円」を「93,300円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ又は第18号イ」に改め、同項第9号中「102,300円」を「107,700円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ又は第18号イ」に改め、同項第10号中「109,100円」を「114,900円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ又は第18号イ」に改め、同項第11号中「115,900円」を「129,200円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ又は第18号イ」に改め、同項第12号中「122,700円」を「143,600円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ又は第18号イ」に改め、同項第13号中「129,500円」を「157,900円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ又は第18号イ」に改め、同項第14号中「136,400円」を「172,300円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ又は第18号イ」に改め、同項第15号中「143,200円」を「186,600円」に改め、同号イ中「又は第17号イ」を「、第17号イ又は第18号イ」に改め、同項第16号中「150,000円」を「201,000円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第18号イ」に改め、同項第17号中「160,200円」を「215,300円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又

は次号イ」を加え、同項第18号中「170,500円」を「229,700円」に改め、同号を同項第19号とし、同項第17号の次に次の1号を加える。

(18) 次のいずれかに該当する者 222,500円

ア 合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「15,000円」を「15,800円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「15,000円」を「15,800円」に、「20,400円」を「21,600円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「15,000円」を「15,800円」に、「44,300円」を「46,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第4条の規定は、令和6年度から令和8年度までの年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 12 号

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 受給権者が行う現況の届出について、市長が認める場合は不要とするとともに、重度障害者医療費の受給資格者の定義を改めるほか、所要の改正を行うためである。

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

流山市重度障害者医療費及び特定疾病者医療費の支給に関する条例（平成19年流山市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第8項中「平成17年法律第123号」の次に「。以下「障害者総合支援法」という。」を加える。

第4条第1項第1号中「市町村」の次に「（特別区を含む。第3号において同じ。）」を加え、同項第3号を次のように改める。

（3）その他本市の住民基本台帳に記録されている者又は身体障害者福祉法若しくは知的障害者福祉法に基づく援護若しくは障害者総合支援法第19条の規定による支給決定を本市から受けている者であって、他の市町村が行う重度障害者医療費の助成制度の受給対象者とならないもの等、市長が特に必要と認めたもの

第6条第1項中「控除した額（一部負担金及び自己負担金の合計額が負担基準額に満たないときは当該合計額）とする」を「控除した額とし、一部負担金及び自己負担金の合計額が負担基準額に満たないときは、支給を行わない」に改める。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、市長が届出を要しないと認めるときは、この限りでない。

第12条に次のただし書を加える。

ただし、市長が届出を要しないと認めるときは、この限りでない。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

2級の精神障害者に係る重度障害者医療費の算定方法

重度障害者医療費の額の算定方法（月額）	備考
（（各月に保険医療機関等に支払った一部負担金及び自己負担金の合計額（精神疾患に係る分を除く。）） - （当該一部負担金及び自己負担金に対する給付又は附加給付に相当する額）） × 1 / 2	（1）給付される食事療養及び生活療養に係る負担額は、一部負担金及び自己負担金の合計額には算入しない。 （2）社会保険各法以外

	<p>の法令により医療の給付を受けた場合においては、当該法令の規定により国等が負担する額を控除する。</p>
--	--

別表第3を次のように改める。

別表第3（第6条関係）

特定疾病者医療費の額の算定方法

特定疾病者医療費の額の算定方法（月額）	備考
<p>（各月に保険医療機関等に支払った特定疾病に係る一部負担金及び自己負担金の合計） - 10,000円</p>	<p>特定疾病者医療費の支給額は、10,000円を限度とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

流山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

流山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改  
正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）による児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正に伴い、引用条文の整理を行うためである。

流山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

流山市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成26年流山市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第4項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第4号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 14 号

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、当該基準に準じて改正するためである。

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

流山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年流山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「掲示等」に改め、同条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 19 号

流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）による国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正に伴い、退職者医療制度の経過措置が廃止されたことから、当該制度に関する規定を削除するためである。

## 流山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

流山市国民健康保険条例（平成3年流山市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第22条」を「第7条」に改め、「県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限るものとし、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「第22条」を「第7条」に改め、同号ウ中「（工において「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削り、同条第3号中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削る。

第8条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第9条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第11条（見出しを含む。）中「一般被保険者に係る」を削る。

第12条から第15条までを次のように改める。

## 第 12 条から第 15 条まで 削除

第 16 条中「又は第 12 条」及び「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第 8 条の基礎賦課額と第 12 条の基礎賦課額との合算額をいう。第 19 条及び第 20 条第 1 項において同じ。）」を削る。

第 16 条の 2 の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 号中「であって、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第 2 号ア中「第 22 条」を「第 7 条」に改め、同号イ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」を削り、同条第 3 号中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削る。

第 16 条の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 16 条の 4 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 16 条の 5（見出しを含む。）中「一般被保険者に係る」を削る。

第 16 条の 6 から第 16 条の 8 までを次のように改める。

## 第 16 条の 6 から第 16 条の 8 まで 削除

第 16 条の 9 中「又は第 16 条の 6」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 16 条の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 16 条の 6 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 19 条及び第 20 条第 2 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項において同じ。）」を削る。

第 16 条の 10 第 2 号ア中「第 22 条」を「第 7 条」に改め、同号イ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」を削る。

第 19 条第 1 項中「、第 12 条、」を「若しくは」に改め、「若しくは第 16 条の 6」及び「若しくは第 15 条」を削り、同条第 2 項中「、第 12 条、」を「若しくは」に改め、「若しくは第 16 条の 6」を削り、「又は第 16 条の 11」を「若しくは第 16 条の 11」に改め、「若しくは第 15 条」を削る。

第 20 条第 1 項中「又は第 12 条」を削り、同条第 2 項中「又は第 12 条」及び「又は第 16 条の 6」を削り、同条第 3 項中「又は第 12 条」を削る。

第20条の3第1項中「又は第15条」を削り、同条第2項中「又は第15条」及び「又は第16条の8」を削り、同条第3項第1号中「又は第15条」を削り、同条第4項中「又は第15条」及び「又は第16条の8」を削る。

第20条の4第1項中「又は第12条」を削り、同条第2項中「又は第12条」及び「又は第16条の6」を削り、同条第3項及び第4項中「又は第12条」を削り、同条第5項中「又は第12条」及び「又は第16条の6」を削り、同条第6項中「又は第12条」を削る。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### ( 経過措置 )

- 2 この条例による改正後の第5章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 20 号

柏市と流山市との間の証明書の交付等の事務委託の廃止に関する  
協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、柏市と流山市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する規約を別紙のとおり制定することについて、柏市と協議するに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月15日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 柏市と流山市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する規約を制定することについて協議するに当たり、議会の議決を求めるものである。

柏市と流山市との間の証明書<sub>の</sub>交付等<sub>の</sub>事務委託に関する規約を  
廃止する規約

柏市と流山市との間の証明書<sub>の</sub>交付等<sub>の</sub>事務委託に関する規約（平成  
13年流山市告示第125号）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和6年7月1日から施行する。

議案第 21 号

流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する規約を別紙のとおり制定することについて、我孫子市と協議するに当たり、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月15日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する規約を制定することについて協議するに当たり、議会の議決を求めるものである。

流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約を廃止する規約

流山市と我孫子市との間の証明書の交付等の事務委託に関する規約（平成13年流山市告示第126号）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和6年7月1日から施行する。

和解について

放射能対策に係る費用の損害賠償請求について、次のとおり和解する。

令和6年2月15日提出

流山市長 井崎 義治

記

1 事件の概要

東日本大震災での東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により、市が平成29年4月1日から令和3年3月31日までに被った損害について、原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行ったところ、同センターから和解案の提示があった。

2 和解の相手方

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
(旧東京電力株式会社)  
代表執行役社長 小早川 智明

3 和解の内容

- (1) 相手方は、市に対し、損害賠償金として金5万3,000円の支払義務があることを認める。
- (2) 市と相手方は、次の点を相互に確認する。
  - ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、市が相手方に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
  - イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、市は相手方に対して別途請求しない。

提案理由 原子力損害賠償紛争解決センターの和解案に基づき和解する  
ためである。

議案第 28 号

流山市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
流山市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。  
令和6年2月15日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市総合運動公園において指定管理者が行う業務の範囲を  
拡大するほか、所要の改正を行うためである。

## 流山市都市公園条例の一部を改正する条例

流山市都市公園条例（昭和54年流山市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2）指定都市公園 前号に規定する都市公園のうち、流山市総合運動公園をいう。

第2条第4号の次に次の1号を加える。

（5）指定公園施設 指定都市公園の公園施設のうち、有料公園施設及び法第5条第1項に基づき許可を受けた公園施設（指定管理者が行う業務において同項に基づき許可を受けた公園施設を除く。）を除いたものをいう。

第2条の2第1項中「有料公園施設」の次に「及び指定公園施設」を加える。

第2条の3第1号中「という。）」の次に「並びに指定公園施設」を加え、同条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条第3号中「許可（」の次に「第3条第1項（指定公園施設に係るものに限る。）及び」を加え、同号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

（2）指定公園施設における第3条第1項に規定する行為の許可に関すること。

第3条第1項中「都市公園」の次に「（有料公園施設を除く。第4号において同じ。）」を、「市長」の次に「（指定公園施設においては指定管理者。次項において同じ。）」を加える。

第6条中「市長（」の次に「指定公園施設における第3条第1項に係るもの及び」を加える。

第7条の2第1項中「指定管理者は、」の次に「第3条第1項の行為の許可（指定公園施設に係るものに限る。）」を加え、「及び」を「又はこれらの許可に係る」に改め、「（第5条第1項に係るものに限る。）」を削り、同項第4号中「有料公園施設」の次に「又は指定公園施設」を加え、同条第2項中「規定による許可」の次に「（江戸川河川敷緑地における有料公園施設に係るものに限る。）」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、第3条第1項の行為の許可（指定公園施設に係るものを除く。）又は当該許可に係る第6条の変更の許可を受けた者の使用が、前項各号のいずれかに該当する場合は、その許可を取り消し、又はその全部若しくは一部を禁止することができる。

3 市長は、公用又は公益上その他やむを得ない理由があるときは、第3条第1項の規定による許可、第5条第1項の規定による許可（江戸川河川敷緑地における有料公園施設に係るものを除く。）又は第6条の規定によるこれらの許可の変更に係る許可を取り消すことができる。

第17条第1項中「又は」を「（指定公園施設に係るものを除く。）又は当該許可に係る」に改め、「（第3条第1項に係るものに限る。）」を削り、同条第4項中「第5条第1項の許可又は」を「第3条第1項の許可（指定公園施設に係るものに限る。）、第5条第1項の許可又はこれらの許可に係る」に改め、「（第5条第1項に係るものに限る。）」を削る。

第19条第3項中「第5条第1項の使用の許可及び」を「第3条第1項の行為の許可（指定公園施設に係るものに限る。）、第5条第1項の使用の許可及びこれらの許可に係る」に改め、「（第5条第1項に係るものに限る。）」を削る。

第20条第1項第1号中「含む」を「含み、第3条第1項の規定による許可にあっては、指定公園施設に係るものを除く」に改め、同条第2項第1号中「使用者（」の次に「第3条第1項（指定公園施設に係るものに限る。）又は」を加え、「当該」を「これらの」に改め、同項第2号中「除く。）」の次に「又は指定公園施設」を加える。

第21条第1項各号列記以外の部分中「行為の許可又は」を「行為の許可（指定公園施設に係るものを除く。以下この条において同じ。）又は当該許可に係る」に改め、「（第3条第1項に係るものに限る。）」を削り、同項第3号中「又は」の次に「当該許可に係る」を加え、「（第3条第1項に係るものに限る。）」を削り、同条第2項中「許可又は」の次に「当該許可に係る」を加え、「（第3条第1項に係るものに限る。）」を削る。

別表第4中「第12条第1号」を「第12条第2項第1号」に、「第12条第7号」を「第12条第2項第7号」に、「第12条第8号」を

「第12条第2項第8号」に、「第12条第9号」を「第12条第2項第9号」に改める。

別表第5のうち、3 附属設備利用料の表備考第2項中「2 屋内施設利用料」を「3 屋内施設利用料」に改め、同表を4 附属設備利用料の表とし、別表第5のうち、2 屋内施設利用料の表備考第8項中「1 屋外施設利用料」を「2 屋外施設利用料」に改め、同表を3 屋内施設利用料の表とし、別表第5のうち、1 屋外施設利用料の表を2 屋外施設利用料の表とし、同表の前に次の1表を加える。

1 行為に係る利用料

区分		単位		金額
物品の販売又は頒布、募金その他これらに類する行為		1人	1日	111.00円
		1平方メートル	1日	33.00円
業として写真の撮影を行う場合	常時	写真機1台	1月	1,100.00円
	臨時	写真機1台	1日	110.00円
業として映画の撮影を行う場合		1回2時間以内		1,100.00円
興業を行う場合		1平方メートル	1日	11.00円
競技会、展示会その他これらに類する催しのために指定公園施設の全部又は一部を独占して利用する場合		1平方メートル	1日	1.10円

備考

- 1 使用の面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 2 利用料の額が月額で定められている場合において、利用の期

間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

##### ( 準備行為 )

- 2 この条例による改正後の流山市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）に基づく指定公園施設に係る指定管理者の指定に関する手続及び指定管理者が指定公園施設の管理を行うための準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
- 3 指定公園施設における行為に係る申請、許可その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

##### ( 経過措置 )

- 4 改正後の条例別表第5のうち1 行為に係る利用料の表の規定は、この条例の施行の日以後の指定公園施設における行為に係る利用料について適用し、同日前の指定公園施設における行為に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 29 号

流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について  
流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年2月15日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）による水道法（昭和32年法律第177号）の一部改正に伴い、規定中の省令名を改めるためである。

流山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

流山市水道事業給水条例（平成10年流山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第35条第2項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 30 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月15日提出

流山市長 井崎 義治

- |   |                  |   |
|---|------------------|---|
| 1 | 権利の内容            | 平成18年2月及び同年3月の市営住宅家賃及び駐車場使用料に係る未納額66,600円の金銭債権              |
| 2 | 放棄により利益を受け<br>る者 | 流山市在住者  |
| 3 | 放棄の理由            | 債務者が令和元年10月7日付けで千葉地方裁判所松戸支部民事部から免責許可の決定を受けたため、権利を放棄するものである。 |
| 4 | 放棄の時期            | 議決の日  |

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月15日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月29日

流山市長 井 崎 義 治

### 記

- |   |           |  |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名     | 健康福祉部健康増進課の職員が、公務のため公用車を流山市役所第4庁舎東側の駐車スペースに後進により駐車しようとしたところ、駐車されていた相手方車両に接触したことによる当該相手方車両の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和5年3月3日   |
| 3 | 発 生 場 所   | 流山市平和台1丁目1番地の1<br>(流山市役所敷地内)   |
| 4 | 相 手 方     | 流山市在住者   |
| 5 | 解 決 方 法   | 和解による。   |
| 6 | 和解成立年月日   | 令和5年11月29日   |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。   |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 56,584円  |

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年12月14日

流山市長 井 崎 義 治

### 記

- |   |           |   |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名     | 健康福祉部高齢者支援課の職員が、公務のため公用車で流山市南福社会館の駐車場に後進により駐車しようとしたところ、駐車されていた相手方車両に接触したことによる当該相手方車両の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 令和5年8月25日   |
| 3 | 発 生 場 所   | 流山市大字南102番地の2<br>(流山市南福社会館駐車場内)   |
| 4 | 相 手 方     | 流山市在住者  |
| 5 | 解 決 方 法   | 和解による。  |
| 6 | 和解成立年月日   | 令和5年12月14日  |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。  |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 310,651円  |